



市民相談

Citizen consultation

相談名	相談日	時間	場所	受付方法	問い合わせ
行政相談会 国の行政機関などに関する苦情・要望について対応	6/28(火)	13:30~16:00	保健福祉センター3階 (栄養指導室洋室)	当日午後3時30分までに相談場所へ(先着順)	市民課 市民相談係
法律相談会 弁護士が対応します(予約制・先着9人)	6/16(木)	13:00~16:00	高野口地区公民館	6/9(木) 午前8時30分から直通電話のみ受付 ☎39-7200	市民課 市民相談係
年金出張相談(予約制) 厚生年金や国民年金の相談や手続き	7/14(木) 7/28(木)	10:00~15:00	教育文化会館3階(第3研修室)	6/10(金)から和歌山東年金事務所お客様相談室へ電話申込	和歌山東年金事務所 ☎073-474-1841
心配ごと相談所 市民生活での心配ごと全般	①6/3(金) ②6/6(月) 6/20(月)	13:00~16:00	①高野口地区公民館 ②保健福祉センター	相談日時に相談場所へ(相談日時に電話相談も受け付けています)	社会福祉協議会 ☎33-0294
こころの相談(予約制) こころの病気、ひきこもりなどで悩んでいる人や家族	6/3(金) 6/23(木)	午後から	橋本保健所	橋本保健所保健課へ電話申込	橋本保健所保健課 ☎42-5440
認知症電話相談 認知症やその介護についての電話相談	月~金曜日	13:00~17:00	—	相談日時に電話で受付 ☎0120-555-294	橋本市地域包括支援センター ☎32-1957
NPO相談会(予約制) NPO法人の設立・運営管理・各種手続きなど	6/8(水) 6/22(水)	10:00~16:00	市民活動サポートセンター	市民活動サポートセンターへ電話申込	市民活動サポートセンター ☎33-0088
消費生活相談会 悪質商法の被害、消費者の契約・取引トラブルなど	①6/7(火) ②6/14(火) ③6/21(火) ④6/28(火)	13:00~16:00	①かつらぎ町役場 ②高野町役場 ③橋本市消費生活センター ④九度山町ふるさとセンター	相談日時に相談場所へ	消費生活センター
多重債務等無料相談会 司法書士による相談	月~金曜日	10:00~15:00	—	相談日時に電話で受付	和歌山相談センター ☎073-422-4272
女性電話相談 女性が抱える心配ごと全般	月~金曜日	9:00~13:00 ※1回30分程度	—	相談日時に電話で受付 ☎33-8525	人権・男女共同推進室
その他の相談(詳細についてはお問い合わせください) 子育て相談(妊娠から18歳までの子どもに関する悩みなど)……問い合わせ: 子育て世代包括支援センター ☎33-0039 教育相談(市内に在住・在学する子どもの不登校、いじめなど)……問い合わせ: 教育相談センター ☎32-1512 家庭児童相談(子育ての悩み、児童虐待や不登校など)……問い合わせ: 家庭児童相談室 ☎33-2111 青少年センター相談 ^(※2) (非行など)……問い合わせ: 青少年センター ☎32-2124 消費生活相談(悪質商法や多重債務に関する悩みなど)……問い合わせ: 消費生活センター ☎33-1227 耐震相談(耐震診断や耐震改修など)・空き家相談……問い合わせ: 建築住宅課 ☎33-1115					

※1 人権相談は、和歌山地方方法務局橋本支局(☎32-0206)でも随時実施しています。
※2 青少年センター相談は、Eメール(genki@city.hashimoto.lg.jp)による相談もできます。

介護サービス相談

橋本市地域包括支援センター … ☎0120-555-294 紀和病院在宅介護支援センター … ☎33-5000
ひかり苑在宅介護支援センター … ☎37-3000 在宅介護支援センターさくら苑 … ☎44-1189

防災はしもとメール配信

- 登録方法 (詳しくは危機管理室へ)
bousai.hashimoto-city@raidan.ktaiwork.jp に空メールを送信後、返信メールに従って登録してください。
- 配信内容 気象警報、防災情報、行政情報



▲二次元コード

防災行政無線テレホンサービス

- 防災行政無線の放送内容を確認することができます。
- ☎0120-78-0620
- ※上記番号でつながらない場合は、☎0736-39-0620へ(有料)

子ども

お詫びと訂正

【こども課】

広報はしもと2022年5月号に掲載した「ファミリーサポートセンター」の記事内にある問い合わせの時間に誤りがありました。お詫びして訂正します。

(誤)
月曜日~金曜日 午前9時~午後5時
土曜日 午前10時~午後6時
↓
(正)

月曜日~金曜日 午前9時~午後6時
土曜日 午前10時~午後5時

児童手当の現況届提出について

【こども課】

児童手当の現況届は原則提出不要となりますが、一部の受給者は引き続き現況届の提出が必要です。提出の必要がある人には現況届と案内を5月末頃に送付しますので、必ず6月中旬に手続きをしてください。提出時に必要なものなど、詳しくは現況届に同封の案内をご覧ください。また、6月1日の状況が確認できない場合や受給者変更の必要がある場合など、提出不要な人にも後日手続きをご案内することがあります。

なお、公務員の人は勤務先での申請となります。

●提出先・問い合わせ

こども課 子育て係 ☎33-6102

特別児童扶養手当について

【こども課】

20歳未満で、政令で定める程度の身体・知的・精神障がいの状態にある児童や、長期にわたる安静を必要とする病状にある児童を養育している人に特別児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

なお、現況届は8月中に提出してください。提出が必要な人には7月下旬に案内を送付します。

●問い合わせ

こども課 子育て係 ☎33-6102

乳幼児・小中学生医療費助成制度について

【こども課】

入院・外来ともに支給対象年齢を中学校卒業までとして、一部負担金(保険適用分)を助成します。

令和4年度(8月1日~)の受給資格については、自動更新となりますので、7月末頃に認定通知書および受給者証、または停止通知書を送付します。ただし、所得制限がありますので、マイナンバー関係書類(同意書など)の提出が必要な人には6月上旬に案内を送付します。同意書などの提出がない場合は令和4年度の課税証明書が必要です。

●問い合わせ

こども課 子育て係 ☎33-6102

児童扶養手当について

【こども課】

離婚・死別などでひとり親家庭となった児童や、父または母が政令で定める程度の障がい状態にある児童、父または母が裁判所からDV(ドメスティック・バイオレンス)による保護命令を受けた児童(18歳になった最初の3月末まで、児童に政令で定める程度の障がいがあるときは20歳まで)を養育している人に児童扶養手当が支給されます。ただし、所得制限があります。

なお、児童扶養手当の額が障害年金の子の加算部分の額を上回る場合、その差額を児童扶養手当として支給できます。

●一部支給停止適用除外事由届の提出について

新規申請から5年を経過するなどの要件に該当する場合、一部支給停止適用除外事由届の提出が必要です。対象者には5月下旬に案内を送付していますので手続きをしてください。

●提出期限

8月31日(水)
※手続きを期間中に行わなかった場合は、以後の手当の最大2分の1が支給停止となる可能性がありますのでご注意ください。

●提出先・問い合わせ

こども課 子育て係 ☎33-6102

メンタルフレンドになりませんか

市では、不登校児童・生徒の自立や学校復帰の援助のために、教育相談センターに適応教室「憩の部屋」を開室しています。そこで、適応教室「憩の部屋」のスタッフとしてメンタルフレンド(ボランティア)になっていただける人を募集します。

●活動内容

子どもの話し相手、遊び相手、学習援助など

●活動時間

週1~2回程度
午前9時30分~午後3時30分(時間は応相談)

●募集人員

若干名

●対象

18歳~24歳の学生

●申込方法

電話で申し込んでください。
※面談で詳細を説明します。

●申し込み・問い合わせ

教育相談センター ☎32-1512
月曜日~金曜日(祝日を除く)

